

社会福祉法人らぽおるの樹
平成30年度
事業計画書(案)

平成29年3月25日(土)

平成 30 年度 事業 計 画

法人の名称 社会福祉法人 らぼおるの樹

はじめに！

「将来にわたって事業を継続できる運営基盤」を目的に立ち上げた社会福祉法人でしたが、支援費制度から障害者自立支援法、更に総合福祉法と短期間に福祉政策が目まぐるしく変化する中で、給付にかかわる仕組みが複雑になり、膨大な事務量が増え、実績主義の中で支払方法も大きく変わり、制度の変化に翻弄されたここ数年の状況でした。平成 22 年 12 月 9 日、社会福祉法人を設立して 7 年半、少しだけ経営基盤が整いました。

一方で、契約の時代に入り、《当事者主体》の考え方が制度にも反映され、【障害者権利条約の批准】【差別解消法】等々、障当事者を取り巻く社会環境は好転してきたように見えます。法人としては、法律ができた経過と内容をきっちり把握し、日々の支援を見直すことが肝要と考えています。「断らない・待たせない・縁を切らない」という基本方針を念頭に置きながら、支援を必要とする方を受け入れてきましたが、結果として事業規模が大きくなり、法人の向くべき方向が、職員や利用当事者及びご家族に伝わり切れない状況が生まれ、あらたな課題が見えてきました。

基本は、ソーシャル・ロール・パロリゼーション

平成 30 年度の事業計画は、昨年度挙げた計画と 1 年を経た結果をもとに未達成な課題を継続、そして、【次へつなぐ】ことを念頭に置いて、あらたな展開を図る年にしなければなりません。

平成 30 年度の事業計画の前に、この 2 年間で振り返りたいと思います。

日々の福祉サービスの事業推進に追われている中で、平成 17 年 3 月に、地域福祉を推進する組織や人の繋がりを担うこと設立の目的に設立した特定非営利活動法人らぼおる、その後、平成 21 年 12 月に、社会福祉法人らぼおるの樹を設立し、其々の長所と短所を生かして、「地域」「障がい当事者」をキーワードに、【らぼおるグループ】として、現在に至りましたが、日々の業務に追われ、設立時の原点を思い返す時間もない中で、気がついたら軸を見失っていたのではないかという反省があります。

平成 30 年度の事業計画の前に、ここ 2 年間の事業の進捗状況と振り返りをしたいと思います。

①エリア毎の事業展開を図る☛未達成

エリアを〔多摩麻生地区〕と〔高津宮前中原地区〕の二つに分けて、小規模化を図ることで、日々の情報の共有を図りやすくする。

↓

《未達成の理由》

二つのエリアにそれぞれ 2 名の管理監督者の人員配置ができなかった為に

法人として、小規模化に向けての具体的な取り組みができなかった。

②相談支援事業の充実

平成 29 年 4 月 1 日で《相談支援みち》の事業指定を受けることができたが、指定一般相談（地域定着と地域移行）は、申請をすることができないまま、平成 29 年度を終えてしまいました。申請できなかった理由の一つに、行政側の、法人事業に対する不安があり、新規事業の申請は受理できないという見解を申し渡されています。そのこと自体に対しては、法人としては、不納得ではありましたが、一方で、法人側の不備もあることも否定できない状況なので、申請は諦めました。が、その為に、地域で暮らしている方への支援に課題を残したことは、法人として考えなければならないことと承知しています。

③《短期入所》の事業指定

川崎市と協議を進められないまま 2 年以上が経過しています。

④末吉ハイツ 1 階の利用（フリースペースうもじゃ）

GH あまぐりの入居者の余暇活動の場、D&H の活動の場、日中活動の場等で、有効に活用しており、法人の社会貢献事業としては 有効に生かすことができている。が、家賃と水光熱費等の支出を考えると採算が取れていない現実をどう判断するか、福祉サービスの指定を視野に入れることも含めて早急に検討と決断をしなければならない時期に来ている。

他に、平成 28 年度及び 29 年度にわたって事業計画として挙げた下記の課題が【未達成】であったことを再確認し、平成 30 年度の事業計画に反映することとしたい。

平成 29 年度未達成

1. 宿泊研修（長野県菅平高原のベルフィオーレの利用）
特定非営利活動法人らぽおるの設置運営する「ベルフィオーレ」を利用して宿泊研修等を計画する。
2. 職員研修を体系化する。（NPO 法人らぽおる他の他法人と連携）
3. キャリアパスについて、具体的に検討する
4. 防災に対する研修・マニュアルの作成
5. 第三者委員会、人権擁護委員会の設置
6. 通信の定期発行（22 号からストップしている）

平成 29 年度達成

- ☆当事者の会(D&H)の活動への支援
- ☆第 8 回障害者週間連続フォーラム

〔1〕社会福祉法人らぽおるの樹の**基本理念**

(1) 羅針盤

「誰もが地域であたりまえに暮らすこと」

「障がいの有無・種別・程度にかかわらず、誰もが豊かな地域生活がおくる」

「断らない・待たせない・縁をきらない」

「必要な支援を必要な時に」

(2) 目標

「将来にわたって事業を継続できる運営基盤の構築」

社会福祉法人らぽおるの樹は、常に「障がい当事者」を主人公に、法律・制度の抱えている隙間や影の部分を見極める力をつけ、当事者・事業者両面の立場からあるべき方向性をさぐるという姿勢を忘れないよう事業展開を進めます。

〔2〕理事と監事（資料1：参考様式9別紙）

理事：6名

大石洋一（常務理事） 大森裕子 折祖昭子

北川千鶴子（理事長） 末吉一夫 濱るみ子

評議委員：7名

大崎誠一 小嶋珠実 武笠太郎 蒔苗美千代

薄井正人 岸本義昭（新規就任）

★長島正樹退任-平成30年4月1日職員採用の為

〔3〕職員体制（資料2：参考資料-平成30年3月15日現在）

(1) 常勤職員と非常勤職員、登録ヘルパー

常勤44名 非常勤108名 ヘルパー22名

(2) 手帳所持者・寡婦

手帳保持者10名 寡婦3名

(3) 60歳以上

60歳～64歳14名 65歳～69歳30名 70歳以上25名

〔4〕主な事業と体制（平成30年4月1日体制）

(1) 障害福祉サービス事業(資料3)

(2) 公益事業

① 相談支援路：GHあまぐりの入居希望受付窓口、金銭管理

② ショップ風：障害者雇用の事業と位置付けて、メイクフレンズ多摩・麻生から分離することを検討する。

- ③ ふれあい移動養成研修
- ④ カラオケ教室
- ⑤ いいところ応援ライブ

(3)地域貢献、啓蒙活動

障害の有無、手帳の保持に関係なく相談を受ける（緊急）
施設の地域開放：あおぞら木工教室、各種クラブ活動、他
フォーラム、映画会、講演会を公開等

〔4〕平成30年度内に実施する具体的な事業

- ① エリア毎の事業展開
川崎市内5区にまたがった事業展開をスムーズに連携可能なようにエリアを二つに分けて小規模化を図る。
- ② 相談支援みちの事業に、指定一般相談支援（地域定着）を指定申請。
- ③ 高津区久末に短期入所事業（グループホームと併設）指定申請。
- ④ GHあまぐり【ユニットあまぐり2】を再開する。
- ⑤ ぱすてる3の移転と2にん3きゃくの改修計画
- ⑥ ショップ風の運営方法について検討
- ⑦ 障がい雇用対象者に対する研修及び相談窓口を設置する。
- ⑧ 防災に対する研修とマニュアルの作成。
被災時職員行動基準作成（資料4）
- ⑨ 東日本大震災被災地支援の継続
平成30年9月～10月にかけて、「東北への旅」を企画
昨年に引き続き、障害当事者の実行委員会方式を継承する。
- ⑩ 法人内に、第三者委員会、人権擁護委員会を設置する。
- ⑪ 就業規則の改定検討（夜勤と宿直、変形労働時間他）
- ⑫ 原っぱ通信の発行再開（23号）
- ⑬ 第9回障害者週間連続フォーラムへの共催

資料3

「総合支援法」に基づく事業

名 称	制 度	定員	備 考
2にん3きやく 多機能型	生活介護	10名	NPO法人らぼおる より移管
	就労継続B型	10名	
メイクフレンズ多摩・麻生 多機能型	生活介護	10名	NPO法人らぼおる より移管
	就労継続B型	10名	
Kokonara 多機能型	生活介護	10名	
	就労継続B型	10名	
グループホームあまぐり	共同生活介護	79名	NPO法人らぼおる より移管
日中一時支援はあもにい	日中一時支援	10名	
日中一時支援らいふ	日中一時支援	10名	NPO法人らぼおる より移管
相談支援みち	指定特定相談支援		
相談支援そら	指定特定相談支援		
	指定児童相談支援		
日中一時支援原っぱ	日中一時支援	10名	NPO法人らぼおる より移管
ヘルパーステーション海	居宅・行動援護他		NPO法人らぼおる より移管
	移動支援		
児童発達支援事業所ドナルド	児童発達支援	5名	NPO法人らぼおる より移管
	放課後等デイサービス	10名	
児童発達支援事業所ドナルド2	児童発達支援	5名	
	放課後等デイサービス	10名	
日中一時支援ドナルド2	日中一時支援	10名	

資料 4

被災時職員行動基準

基本は自力出勤とするが、自家用車破損や道路陥没等の交通手段、また、避難所生活や子どもがいる等の家庭事情により出勤時間・場所等に配慮を行う。

※ 法人所有の車輛については、支援活動に使われると想定されるが状況によっては職員の送迎に利用することも検討課題。

地震発生時の初期動作は以下のとおり。

【勤務時】

〔施設内にいるとき〕

- ・ご利用者の安全を確保しつつ、揺れが収まるのを待つ。
- ・火器を扱っている場合は、できる限り速やかに火を消す。
- ・施設建物の外へ慌てて飛び出さない。（基本的に施設建物内の方が安全である）

↓

揺れが収まったら…

- ・火災が発生した場合は、定められた手順で初期消火対応、避難対応を行う。
- ・ご利用者の安否確認を行う。
- ・職員の安否確認を行う。
- ・建物設備の損傷による「危険の有無」について確認を行う。

【施設外にいるとき】

☆ （車の運転時）

- ・徐々にスピードを落とし、路肩に寄せてエンジンを切り、揺れが収まるのを待つ。
- ・周囲の被害状況を踏まえ、施設に戻れる状況であるか判断する。（施設へできる限りすみやかに戻ることを前提とする）

☆ （歩行時）

- ・頭をかバンや衣類で保護する。
- ・大きな建物がある場合は、建物内へ飛び込むことも有効。
- ・周囲の被害状況を踏まえ、施設に戻れる状況であるか判断する。（施設へできる限りすみやかに戻ることを前提とする）

☆ （電車・バス等乗車時）

- ・転倒しないようしっかりと周囲のものにつかまる、あるいはしゃがむ。
- ・必ず乗務員等の指示に従って行動する。
- ・安否状況の報告を入れるよう努力する。（携帯、携帯メールなどの活用）

☆（ご利用者宅等訪問時）

- ・ご利用者等の安全を確保しつつ、揺れが収まるのを待つ。
- ・火器を扱っている場合は、できる限り速やかに火を消す。
- ・建物の状況、家族の状況を確認し、安全が確保される状況か確認する。
- ・安否状況の報告を入れるよう努力する。（携帯、携帯メールなどの活用）
- ・施設へ戻れる状況であれば、すみやかに施設へ戻る。

【建物外への避難】

- ・火災発生、建物設備の損傷による危険発生がない限り、建物外への避難は行わないことを原則とする。
- ・万が一避難する場合は、施設長等の指示に基づくこと。

【勤務外時】

- ・自らの安全を確保し、以下の項目について速やかに施設へ報告する。

■

所

属・氏名

- 本人・家族・自宅の状況
- 出社の可否（出社可能時期）
- 周辺の状況（ライフライン、道路状況等）

- ・出勤基準に従って、速やかに出勤、応援体制をとること。
（報告前に出勤できる状況であれば、施設へ駆けつけることを優先する）

<被災時の連絡先一覧>

【例】携行カードのサンプル(A面)

<p>地震発生時の初期動作</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋内にいる時 <ol style="list-style-type: none"> 1. 机の下に隠れる。 2. 揺れが収まったら火を消す。 3. 慌てて外に飛び出さない。 ●屋外にいる時 <ol style="list-style-type: none"> 1. カバン、着衣で頭を保護する。 2. 屋内へ避難、街路樹も活用 3. ブロック塀、門柱等に近寄らない。 ●運転中 <ol style="list-style-type: none"> 1. 減速し、車を左路肩に寄せる。 2. エンジンを止め、キーは挿したまま、ドア鍵は開けて車両を離れる。 ●揺れが治まったら <ol style="list-style-type: none"> 1. 初期消火 ※火が天井に着火していたらあきらめ逃げる 2. 救助活動 ※周囲と協力し、無理のない所から <p>避難する場合は？ ※避難前・避難後に人数確認を行う</p> <p style="text-align: right;">2</p>	<p>安否確認①</p> <p>*システム会社などから安否確認に関する様々なサービスが提供されています(有償)。例えば、職員の携帯メールアドレスを登録しておけば、災害発生時に自動的にシステム会社から職員にメールが送信され、職員がそのメールに返信すると安否状況が集約されるものなどがあります。</p> <p>安否確認システムを導入している場合は、こちらに操作手順を記載します。</p> <p style="text-align: right;">3</p>	<p>電話会社サービスの利用方法</p> <p>携帯版災害用伝言板の使い</p> <ul style="list-style-type: none"> ●サービスの開始 震度6弱以上の地震等の災害が発生すると、開設される(毎月1日練習可能)。 ●メッセージの登録 各携帯会社のウェブ画面 (IMENU, Ezweb, Yahoo!ケータイなど)のトップメニューにある「災害用伝言板」から画面に沿って登録する。 <p>災害用伝言ダイヤルの使い</p> <ul style="list-style-type: none"> ●サービスの開始 震度6弱以上の地震等の災害が発生するとNTT側で利用可能の設定をする(毎月1日練習可能)。 ●メッセージの登録 「171」をダイヤル。その後、音声ガイダンスに沿って伝言の録音・再生を行う <p style="text-align: right;">4</p>	<p>職場への緊急連絡網による連</p> <p>安否連絡内容： 1. 名前・所属、 2. 本人及び家族のけがの有無、 <加えて、就業時間外の場合> 3 自宅状況 4 出社可否</p> <p>↓</p> <p>所属部署に連絡する (緊急連絡網から事前記入)</p> <p>第一優先順位： 第二優先順位： 第三優先順位：</p> <p>いづれとも連絡がつかない場合は本部へ</p> <p>対策本部 電話：</p> <p style="text-align: right;">5</p>
--	--	---	---

【例】携行カードのサンプル(B面)

<p>職員出社判断基準</p> <p><在宅時発災> ●在宅時に発災した場合、本人・およびその家族の安全確保を第一とし、事業所責任者から指示があるまで待機。</p> <p><通勤途上発災> ●帰宅を原則とする。但し、施設付近まで来ており、徒歩で出勤可能であれば出社する。帰宅・出社いずれも困難な場合は、最寄の広域避難場所など安全な場所に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最寄の広域避難所等 <p><警戒宣言発令> ●自宅待機とする。</p> <p style="text-align: right;">6</p>	<p>帰宅等留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●備品 ・帰宅地図、ヘルメット、マスク、軍手、手拭い、ラジオ、懐中電灯、スニーカー、 ※上記については、事前に施設に準備しておく ●情報 ・帰宅経路付近のコンビニ、ガススタンド、避難所(小学校など)の場所を把握 ・ビル倒壊場所、火災発生場所等の通行不可能場所を把握 ・治安悪化地域を把握 ●帰宅方法 ・なるべく同方向への帰宅者で集団帰宅 ・他の帰宅困難者による混雑を避けて帰宅する ●帰宅時間 ・歩行スピードは2.5km/h程度。自宅までの距離と歩行スピードから、日没前に到着可能かを計算 <p style="text-align: right;">7</p>	<p>職員証明書</p> <p style="text-align: center;">東京 太郎</p> <p>上記の者は当施設の職員であることを証明します</p> <p>有効期限〇〇年3月31日</p> <p>特別養護老人ホーム 東京園 園長□□ □</p> <p style="text-align: center;">警察・消防等関係者様</p> <p>上記の者は高齢者介護従事者につき、被災地域の通行等に関して特段の配慮・支援をお願いします</p> <p style="text-align: right;">8</p>	<p>大地震対策携帯カード</p> <p>初期動作のポイント</p> <p>安全確保、冷静に状況把握</p> <p>↓</p> <p>家族の安全確保(確認)</p> <p>↓</p> <p>周囲の人間の救助・救護</p> <p>↓</p> <p>安否連絡(自宅・職場)</p> <p>特別養護老人ホーム東京園 2010.4(初版)</p> <p style="text-align: right;">1</p>
---	---	--	---

(編者注)①上記携行カードは改ページの上両面印刷します。1ページの裏に2ページがきます。縦点線に沿って折ります。実践的内容は重要です。

②被災職員行動基準は「福祉施設における事業継続計画ガイドライン(地震対策編・事例集)」「(全国経営協22年3月)から全国経営協及び榎山けやき苑さまの許諾を得て一部加筆の上利用させていただきました。また、携行カードは同じく全国経営協さまの許諾を得て一部加筆の上利用させていただきました。